

戰後教育資料

VI-147

6-21
155

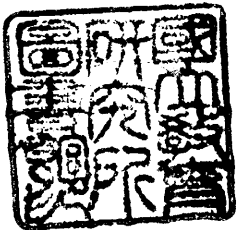
大學關係基準集

大學學術局大學課

春山	152
----	-----

20-7 21.6

VI-147



大学関係基準集

目次

一、大学基準.....	一頁
二、大学院基準.....	九
三、大学院設置審査基準要項.....	一〇
四、大学通信教育基準.....	一四
五、医学教育基準.....	一六
六、歯学教育基準.....	二二
七、薬学教育基準.....	二七
八、獣医学教育基準.....	三〇
九、新聞学教育基準.....	三六
一〇、家政学教育基準.....	三八
一一、体育学教育基準.....	四二
一二、芸術学教育基準.....	四六

VI-147

一三、国立大学施設最低基準……………五二

一四、大学専攻科に関する設置基準要領……………五三

一五、大学図書館基準……………五四

# 大学基準

昭和二二  
昭和二三  
昭和三四  
昭和四五  
昭和五六  
昭和六六  
昭和七六  
昭和八五  
昭和九五  
昭和九五改訂

## 第一趣旨

- 一、大学は最高の教育機関として又學術文化の研究機関として重要な使命をもっているのに鑑み、大学の諸組織施設はその機能が十分發揮出来るよう一定の基準を設け、これに基いて設置され充実されることが大切である。
- 二、この基準は大学の最低の基準を示すものであって、新しく設置される大学は勿論、現に存在する大学にもこれを適用してその適否を検し、また内容の充実を計る。
- 三、大学を判断し測定するには、各大学が掲げている目的或は果そうとする使命に即して、その大学が高等學術の機関として表示している全形態を基礎としてこれを行わなければならない。
- 四、この基準には学校教育法及同法施行規則に決められている事項を省略してある。教職課程については、教育職員免許法及び同法施行令に定められたところに合致するよう考慮されなければならない。

## 第二基準

- 一、大学はその設置の目的、使命を明示しなければならない。
- 二、大学に於ける学部の設置は左の基準に依る。
  - 1. 大学の学部の種類は法学、文学、経済学、商学、医学、理学、工学、農学、その他学部として適当な規模内

VI-147

容があると認められたものとする。なお、実質及び規模が一学部を構成するのに適當なときは、必要に応じてこれを分合して一学部とすることができる。

2. 学部は専攻により学科に分けることができる。

三、大学はその目的を達成するために必要な講座又はこれに代る適當な制度を設けなければならない。講座における教員組織は次の基準に依る。

1. 講座は専任の教授が担任することを原則とする。  
講座を担任すべき適當な教授が得られない場合には一時兼任の教授又は助教、講師がそれを担任又は分担することができる。助教、講師が講座を担任又は分担する場合には教授会の承認を経なければならない。
2. 兼任教授、助教、講師が担任又は分担する講座の総数は全講座数の半数を超えてはできない。
3. 各講座には助教及び助手を置くものとする。但し止むを得ない場合には助教、助手を欠くことができる。

4. 講座を担任しない教授及び講座に属していない助教、助手を置くことができる。

5. 講座外又は特別の授業は助教講師で差支えない。

四、教員の任免資格等については次の基準に依る。

1. 教授は専門とする学術の進歩並にその教育に対して責任を負う。
2. 大学総長又は大学長は教授及び助教の任免に當っては教授会に諮りその賛同を得ることを必要とする。

3. 資格審査は人格、教授能力、教育業績、研究業績学界並に社会における活動等について行わなければならない。

4. 教授、助教、助手には研究に対する必要な施設と時間が与えられなければならない。

5. 教授、助教、助手にはその精力と時間とをその他職業に割くことなく自らその家族を支えるために適當な俸給が与えられなければならない。

五、学生定員は講座数、教授能力、授業並に実験設備、衛生施設等を考慮して最適當の定員を決定しなければならない。  
その決定には教授会の議は尊重されなければならない。

六、学生の入学に関しては左の基準に依る。

入学資格は学校教育法及び同法施行規則に定められたところに依る。但し入学試験を行い大学における学業を成就する見込のあるものを選択することができる。入学試験の科目は各大学においてこれを決定できるが、学科試験の科目は特別の場合を除き高等学校の課程の範囲内で選ばなければならない。

七、授業科目及びその単位数決定は左の基準による。

1. 大学は左に掲げる一般教育科目中各系列に亘って夫々三科目以上全体として十五科目の授業を必ず用意しなければならない。

人文科学関係 哲学、倫理学、宗教学、文学、音楽、美術  
 社会科学関係 法学、政治学、経済学、社会学、地理学、教育  
 自然科学関係 数学、物理学、化学、天文学、地学、生物学  
 歴史、心理学、統計学、人類学及び家政学の如く、或る一つの科目が二つの系列のいずれにも分類し得る場合その分類については授業科目毎に当該大学がその科目の授けられる目的及び計画に従って行うものとする。  
 前掲以外の科目でも一般教育科目として適当と認められるものは夫々の系列に加えてもよい。

1. 一般教育科目の授業は各科目とも四単位以上とすることを原則とする。
2. 大学は一般教育科目の外に二つ以上の外国語について、夫々八単位以上の授業を必ず用意しなければならない。
3. 大学は体育に関する講義及び実技各二単位以上を課することを要する。
4. 大学は専門教育のために別表の各分野毎に示された各部門にわたり適当数の授業科目を設けなければならない。
5. 一科目に対する課程を終了した学生には単位を与えるものとする。各科目に対する単位数は次の基準に依つて計算する。

(別表は後掲)

イ、講義に対しては一時間の講義に対し教室外における二時間の準備又は学習を必要とすることを考慮し、毎

週一時間十五週の講義を一単位とする。

ロ、演習については、数学演習の如き演習は二時間の演習に対し一時間の準備を必要とすることを考慮して毎週二時間十五週の演習を一単位とし、哲学演習又は法学に関する演習の如き演習は一時間の演習に対し二時間の準備を必要とすることを考慮して毎週一時間十五週の演習を一単位とする。

ハ、化学実験、機械実験、農場演習、工作実習、機械製図、体育の実技の如き実験室又は実習場における授業に対しては、学習は凡て実験室又は実習場において行われるものであることを考慮し、毎週三時間十五週の演習又は実習を一単位とする。

八、大学は学生生活の向上を図るために適当な専任機関を設けなければならない。

九、学士号の種類を次の如く定める。

1. 学士の上に冠してその種別を示す名称は原則としてその出身学部名によるものとする。
2. 一学部の中にある一学科が他の学部に準ずる内容を有するときは該当学部の名称を冠することができる。但し医学教育及び歯科教育を行う大学又は学部においてはこの限りではない。

一〇、学士号に対する最低要求は左の基準によるものとする。

1. 学士号を与える資格の最低要求は七の五に定めた定義に従って決定された単位百二十及び体育の単位四を四箇年以上に獲得することとする。卒業論文又は卒業計画の単位は右百二十単位中にこれを含ませる。但しその単位を如何に定めるかは各大学の自由とする。

2. 大学の学生は一般教育科目中七の1に示す三つの系列に亘って夫々三科目十二単位以上合計三十六単位以上取得し、且大学の定める処に従って専攻科目、それに関連する科目及び自由選択科目を合せて八十四単位以上を取得しなければならない。
  3. 通常の課程の履修単位は、通信教育の単位と互に転換することができる。
- 一一、大学は学部学科の種類学生数等についての組織規模に応じ、次に掲げるような施設及び設備をもつことを基準とする。

1. 校地は文教に相応しい環境をもち、校舎敷地の外に適當の空地を存し、学生が授業時間外において休息運動などのできるようになるべく広きをよしとする。農学部をもつ大学では適當な演習地を備えなければならない。

2. 校舎の諸施設は大学の組織規模に応じ、教授上研究上及び保健上の必要を考慮し、少くとも次に掲げるものを備え且それ等の施設は常に改善されなければならない。

イ、総長室、学長室、会議室、事務室等、教授助教授の研究室、教室、実験室、実習室等、図書館、講堂、体育館、寄宿舎、医療室

ロ、重要な事項に関しては夫々別に研究所を附置することができる。

ハ、図書館には学生の図書閲覧のために採光換気十分な学生閲覧室を設け相當数の座席を設ける。

ニ、教授上研究上必要な機械器具は最低必要量を備えることは勿論、特に嶄新なものを備えるようにする。

ホ、学部の種類に応じ内外の専門図書相當部数を備え、学部の種類によっては適當な標本を備える。

ヘ、医学部では附屬病院を備える。

ト、其他医療室、体育館、寄宿舎、研究所、附屬病院、農場、演習林等には規模に応じ必要な設備をする。

一二、大学の資産並に維持經營の方法は次の基準に依る。

1. 大学はその組織規模に相応する校地、校舎、諸施設設備の不動産の外、適當額の資産を備える。
2. 学生の修業を保證するに足る財政的基礎を確立することが必要である。この為に学生から徴収する授業料及び前項資産より生ずる果実の外、必要に応じ相當の収入を得べき適當な機關を備える。
3. 大学では年次決算を公表するものとする。

備考

- 一、大学院に関する基準は別にこれを定める。
- 二、大学の通信教育の基準は別にこれを定める。

別表

系別	分野別	部門類別
人文科学	哲学、倫理学、心理学、教育学、社会学、美学、美術史学、宗教学等	歴史部門、概論部門、特殊研究部門
	国史学、東洋史学、西洋史学等	史学研究法部門、一般史部門、特殊研究部門
	国文学、外国文学、言語学等	歴史部門、批判部門、作品部門、語学部門

VI-147

社会科学	法学	基礎部門、公法部門、民法部門、刑事法部門
	政治学	歴史部門、理論部門、制度部門
社会科学	経済学	経済学部門、経済史部門、経済政策部門、財政学部門、統計学部門
	商学	商学部門、経営学部門、会計学部門
自然科学	社会学	歴史部門、概論部門、特殊研究部門
	数学、物理学、天文学、化学、地学、生物学、人類学等	基礎科学部門、専門科学部門、特殊研究部門
応用科学	法学、商学	社会科学系参照
	家政学	基礎科学部門、応用部門、特殊研究部門
	社会事業学	処置部門、行政部門、調査部門、実習部門
	新聞学	基礎部門、実務部門、特殊研究部門
	工学	基礎科学部門、基礎工学部門、応用部門、特殊研究部門
	農学	基礎科学部門、基礎農学部門、応用部門、特殊研究部門

備考

- 一、右分野別は科学別を意味するのではない。
- 二、医学、歯学、薬学、獣医学等に関しては別にこれを定める。
- 三、類別は各半開分野の構造の概要を示す。ここに掲げてない分野の部門類別はこの例示によるものとする。

### 大学院基準 (昭和二四・四・一一・決定)

#### 第一趣旨

- 一、大学院の内容は、修士の学位を与える課程と博士の学位を与える課程とに分れる。
- 二、修士の学位を与える課程は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うことを目的とする。
- 三、博士の学位を与える課程は、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うことを目的とする。

#### 第二基準

- 一、大学院は修士の学位を与える課程と、博士の学位を与える課程とを置く。但し修士の学位を与える課程のみを置くことが出来る。
- 二、修士の学位を得んとするものは、全日制にては一ヶ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専攻科目について三十単位以上履修し且つ研究論文を提出しなければならない。
- 三、博士の学位を得んとするものは、全日制にて三ヶ年以上、定時制にてはこれに相当する期間在学し、専攻科目について五十単位以上履修し、独創的研究に基く研究論文を提出し、且つ最終試験を受けなければならない。
- 四、大学院に入学する学生は、大学を卒業した者、若しくはこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

# VI-147

五、大学院を置く大学は、その課程に必要な施設並びに講義、演習、実験等の授業を用意しなければならない。  
六、大学院を置く大学は、その目的使命を十分に達成し得るような大学教員組織を用意しなければならない。

備考

- 一、修士、博士の種類を示す名称については学士の場合に倣い、研究科名またはそれに準ずる名称を冠するものとする。
- 二、この基準は、学術の研究者及教授者の養成を主たる目的とする大学院について定めたものである。専門の職業に従事する者(例えば医師、弁護士等)の養成を主たる目的とするものの基準は別に之を定める。
- 三、医学、歯学、薬学、獣医学、工学、農学等の大学院においても学術の研究者及び教授者の養成を主たる目的とするものについての規定はこの基準による。

### 大学院設置審査基準要項

#### 一、大学院の目的

大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

#### 二、大学院の構成

- 1. 大学院は、前項の目的使命に添い、修士課程と博士課程を併せ置くか、修士課程、博士課程のいずれかを置くものとする。
- 2. 修士課程は、学部における一般的並びに専門的教養の基礎の上に広い視野に立つて、専攻分野を研究し、精深な学識と研究能力とを養うものとする。

- 3. 博士課程は、独創的研究によって、従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うものとする。
- 4. 大学院の課程は、研究者養成のためまえから大学学部の修業年限を延長したようなものであってはならない。

#### 三、大学院研究科の組織

- 1. 大学院は、学校教育法第六十六条により、教員の研究科から成るのを常例とするが、特別の必要がある場合には、一個の研究科でも差支えないことになっているから、各大学は、その実情に応じ、適当な研究科をもって大学院を設

けることができる。

- 2. 一専門課程のみの研究科をもって大学院を認めるかどうかは、それが大学院の性格に合致するほど幅のある内容を有するかどうかによって判定される。

#### 四、在学年限

- 1. 大学院の最短在学年限は、修士課程にあつては、全日制の場合は二年、定時制の場合はこれに相当する期間、博士課程にあつては、全日制のみとし、四年とする。但し、修士課程(定時制を含む。)を経た者の博士課程の最短在学年限は、二年とする。
- 2. 大学院の最長年限は、各大学で適当に定めるものとする。

#### 五、大学院学生の選考及び学生数

- 1. 大学院に入学を許可する者については、その素質のある者を厳選し、指導教員が十分に指導できる程度に入学人員を定めなければならない。
- 2. 前号の入学人員及び学生総数は、別に定める基準による。

#### 六、大学院研究課程の編成及び単位の取得

- 1. 大学院の単位は、大学基準七の五に定めた基準を適用する。
- 2. 修士課程の場合
  - イ、修士課程の講義、実験、演習等は、学部の課程とは別個に設けるべきものとする。但し、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、大学院在学中修得させた学部の課程による単位を所定の単位の充当事務することができる。

- ロ、修士の学位を与えるには、全日制にあつては二年以上、定時制にあつてはこれに相当する期間在学して、専攻科目について三十単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、且つ最終試験に合格しなければならない。
- 3. 博士課程の場合
  - イ、博士課程の単位には、修士課程の単位(論文を除く。)を認めることができる。
  - ロ、博士の学位を与えるには、四年以上在学して、専攻科目について五十単位以上を修得し、更に独創的研究に基づく学位論文を提出し、且つ最終試験に合格しなければならない。

五十単位中には、論文を含まず、個人指導による実験、演習等は含むものとする。

- 4. 他の大学院において修得した単位を認めるかどうかは、当該大学院の見解による。

#### 七、大学院の講座並びに教員組織

- 1. 大学院の授業並びに指導には、主として大学院教員資格に該当する学部の責任者がこれに当り、必要により研究所等の適任者が協力するものとする。
- 2. 大学院を置く大学は、その課程に応じ、必要にして十分な講座又はこれに相当する制度及び教員組織を有しなければならない。なお教員組織については、教員の職種、専任兼任、年齢等にも留意して判断するものとする。

#### 八、大学院の教員資格

大学院の教員資格は、次の各号のいずれかに該当する者と



1. 博士の学位を有する者
  - 「博士の学位を有する者」の中には、外国の博士の学位を有する者も含まれるが、単に学位を有するだけで充分であるというのではなく、研究の指導並びに教育上の能力及び識見をもっていることが必要である。
2. 研究業績のある者
  - ここにいう「研究業績のある者」とは、博士の学位をもっていないが、1の項に匹敵する能力並びに識見のある者のことで、「研究業績」とは公刊された著書、論文、報告等を意味する。
- 九、論文審査及び最終試験
  1. 学位論文の審査は、専攻科目の教員のみならず、関連科目の教員若干名をも含めて行うものとする。但し、必要があればその他の教員を加えることができる。
  2. 修士の学位論文は、在学期間中に提出し、審査を終了するものとする。

### 学位に関する要項

- 一、学位の種類
  - 学位の種類は、博士及び修士とする。
- 二、各学位の種別
  - 博士と修士の種別は、別に定める。
- 三、学位授与の方法

3. 博士の学位論文は、大学院において論文を受理した後、一年以内に審査を終了するものとする。
4. 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連ある科目について行うものとする。
5. 以上の審査並びに試験の具体的方法は、各大学で適当に定めて差支えない。
- 十、大学院の施設
  - 大学院の修士課程と博士課程に対する図書、校舎、設備等は、それぞれ課程の修得と研究達成とに必要な程度に充実していなければならない。
- 十一、大学院の管理運営
  - 大学院を直く大学は、学位論文の審査、試験その他学事管理のためその規模に応じ、大学院教員をもつて組織する「委員会」のような適当な機関を設けなければならない。
- 十二、論文提出による学位の審査
  - 論文提出による博士の学位の審査は、博士課程を置く大学院において行うことができるものとする。

2. 大学院の課程により学位を授与する場合は、次のとおりとする。
  - イ、修士の学位を授与される者は、大学院に、全日制にあつては二年以上、定時制にあつてはこれに相当する期間在学して、専攻科目について三十単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、且つ最終試験に合格した者でなければならぬ。
  - ロ、博士の学位を授与される者は、大学院に四年以上在学して、専攻科目について五十単位以上を修得し、更に独創的研究に基づく学位論文を提出し、且つ最終試験に合格した者でなければならぬ。
3. 論文提出により博士の学位を授与する場合は、次のとおりとする。
  - イ、論文は、博士課程を有する大学院を置く大学に提出するものとする。
  - ロ、論文提出により、博士の学位を授与される者は、大学院において博士課程を終えて学位を授与されるものと同等以上の内容を有している論文を提出し、且つ専攻学術に関し、同様に広い学識を有することを試問により確認された者でなければならない。
- 四、学位審査の方法
  1. 大学院の課程によるものの審査方法は、大学院設置審査基準要項に基づき当該大学において定める。
  2. 論文提出によるものの審査方法は、次のとおりとする。
    - イ、提出論文の審査は、大学院の課程における論文審査と

1. 学位は、大学院を置く大学において、次の各号の一に該当する者に授与する。
  - イ、大学院において所定の課程を終えた者。
  - ロ、大学院に論文を提出し、その審査を経た者。但し、博士の学位に限る。
- 同一の方法による。
  - ロ、「三」のロの試問は、口頭試問及び筆答試問とする。外国語については、二種類を課することを原則とする。
- 五、博士の学位論文の公表
  1. 論文内容の公表の義務は、現行規程の程度とする。但し、公表期限「六月」を「一年」とする。学位授与以後において公表する場合には、「、、、、大学審査学位論文」と明記すること。
  2. 論文審査の要旨は、当該大学において公表することを原則とする。
- 六、学位授与の取消
  1. 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、既に授与した学位を取り消すものとする。
  2. 学位を得た者が、その名誉を汚辱する行為があつたときは、大学は、その学位を取り消すことができる。
- 七、博士の学位取得者の登録
  - 大学において博士の学位を授与したときは、学位論文及びその審査の要旨を添付して文部大臣に報告し学位簿(仮称)に登録するものとする。
- 八、学位論文審査料
  - 大学は、学位論文審査の手数料を徴収することができる。
- 九、その他の事項
  - 学位には、これを授与した大学名を「、、、、修士(、、、、大学)又は「、、、、博士(、、、、大学)」のように明記すること。

## 大学通信教育基準

一四

### 第一趣旨

- 一、大学の通信教育は、教育民主化の精神に則り大学教育を広く開放するものである。
- 二、此の基準に定められた通信教育は、学校教育法により、通常の課程と並んで正規の課程として行われる。
- 三、此の基準は、大学通信教育の最低の基準を示すものであつて、これによりその特殊性の確保と充実を図るものである。

### 第二基準

- 一、大学の通信教育は、通常の課程と同一水準に於て行われなければならない。
- 二、大学が通信教育を実施するに当つては、通信教育部の如き適当な担当機関を設けなければならない。
- 三、大学が通信教育を実施するに当つては、その特殊性に基づき、必要な指導教授能力を備えなければならない。
1. 通信教育の教員は、原則として当該大学の教員とする。但必要に応じ適任者を講師として依頼しても差支ない。
2. 通信教育の特殊性に鑑み、専任指導教員を相当数置くことが望ましい。
- 四、教員の任免、資格、身分及び待遇等はすべて大学基準による。

但指導教員の負担は、専任兼任を問わず、通信教育の特殊性に基づき、特に過重にならないよう考慮しなければならない。

- 五、学生定員は、通信教授指導能力、事務機構並に施設を考慮して適当に定めなければならない。
- 六、学生の入学に関しては大学基準による。
- 七、通信教育においては、特定の科目を選択して履修する課程を設けることが出来る。
- 八、学習指導に関しては、その特殊性に鑑み、通信による個人的直接指導の徹底を計らなければならない。
1. 教科書及び指導書を授け、設題の解答を受け、これに添削、批評、指導を加えるものとする。
2. 設題に対する解答は、適当な勉学の時間を置き、一科目につき少くとも月一回の解答を提出させるものとする。
- 九、通信による履修単位は一学年三十単位を超えてはならない。
- 一〇、学士号を与える資格の最低要求は大学基準による。
1. 卒業所要単位の中三十単位以上を必ず面接授業により取得しなければならない。
2. 面接授業は通算一学年分以上に相当することを要する。
- 一一、履修科目の最終試験は、通常の課程と同一程度に於て確実に行われなければならない。
- 一二、通信教育の履修単位は通信の課程に於ける単位と互に転換することができる。
- 一三、科目の性質上特に施設を必要とする授業に対しては、適当な施設を用意しなければならない。

一四、此の基準に規定されていない一般的事項はすべて大学基準によるものとする。

附 則

- 一、通信教育に於ては大学院の課程を設けることが出来ない。
- 二、通信教育に於ては実験実習を主とする課程を設けることが出来ない。

医学教育基準

(昭和二七・五・二〇評議員会決定)

一、目的

医学教育に於ては医学に関する知識及び技能を授け、医師たるに必要な教育を施すを以て目的とする。

二、修業年限

医学教育の修業年限は四ケ年以上とする。一ケ年の実際授業期間は三十週以上とし、一週間の授業時間は三十三時間以上とする。国家試験受験資格として課せられた実地修練一ケ年を加えて五ケ年以上とすることも出来る。

三、学生の定員

学生の定員は一学年八十名以内とする。

四、入学資格

医学教育機関への入学資格は修業年限四ケ年の大学に於て二ケ年以上の課程を修了し、左記に定める科目を含めて六十四単位以上を履修し、十分なる教養及び知識を修得したものとす。但し事情が許せば前記二ケ年を三ケ年以上とすることが望ましい。

人文科学関係の科目	十二単位
社会科学関係の科目	十二単位
自然科学関係の科目	
物 理 学	四単位(内一単位は実習とする)
化 学	四単位(内一単位は実習とする)
生 物 学	四単位(内一単位は実習とする)
数 学	四単位
外国語は英語及びドイツ語又は英語及びフランス語の何れかの組合せの二ヶ国語	十六単位
体育(講義及び実技)	四単位

以上のうち、自然科学関係としてここに要求する四科目十六単位のうち三科目十二単位及び人文科学関係、社会科学関係のそれぞれの十二単位、計三十六単位は一般教育科目として取得した単位とする。

五、入学の詮衡

VI-147

入学資格を備える者に付厳正なる詮衡を必ず行うものとする。但し物理学、化学、生物学及び数学について詮衡を行う場合、上記単位数にて修得し得る程度を基準とする。

六、卒業資格

卒業資格は四ヶ年以上在学し別記各科目の試験に合格したものとする。但し各科目につき一定の出席率に満たないものは受験資格がないものとする。

七、授業科目及び授業時間

授業科目の種類及び授業時間割当の標準は左記による。

科 目	授業時間率
解剖学	一〇
生理学	六
医学(生化学)	四
薬理学	四
病理学	六
微生物学(細菌学)	四
衛生学	二
公衆衛生学	四

医動物学(寄生虫学を含む)	二
法医学	二
内科学	一九
神経精神科学	二
小児科学	三
外科学	九
整形外科学	二
皮膚科学及泌尿器科学	三
眼科学	二
耳鼻咽喉科学	二
放射線医学	一
産婦人科学	四
自由選択時間	九

自由選択時間の利用方法は

1 上掲の各科目並に適當の科目、例えば医学的心理学、医学史或は物理療法等の如き科目を置き全学生をして修得せしむる様なこと。

VI-147

2 或は学生をして自由に各自選択して臨牀又は研究室にて修練せしむる方法等に使用する。

八、専任教職員(専任とは嚴格なる意味に解する)  
教授 一七名以上 助教授 一七名以上 助手 三四名以上  
右の外、教授研究に必要で十分な数の職員を置くものとする。  
兼任職員は右の外適宜置くことができる。

九、施設

1 校舎

建坪延 一半年生定員 四〇名の場合 一、六〇〇坪以上

一半年生定員 八〇名の場合 二、〇〇〇坪以上

とし、次の諸施設を具備するものとする。

イ、講義室(平面又は階段造り) 三

ロ、解剖実習室及び屍体貯蔵室 一

ハ、生化学実習室 一

ニ、生理学及び薬理学実習室 一

ホ、組織学及び病理組織学実習室 一

ヘ、細菌学及び衛生学実習室 一

ト、綜合標本室 一

チ、動物舎 一

2 病院

次の各科の診療並に教育に必要な施設を有するものとし、内科、外科及び整形外科、産婦人科、小児科、神經精神科、皮膚科及び泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、物療科(随意)、齒科(随意)  
なお次の諸施設を備えるものとする。

イ、臨牀講義室(平面階段造り)

ロ、手術実習室(学生用)

ハ、臨牀検査実習室(学生用)

ニ、剖検示説室

ホ、薬局

ヘ、綜合標本室(基礎学校舎のものを共用しても可)

ト、動物舎(同右)

チ、炊事場、洗濯場

学生定員数に従い次の病床数を持ち

一半年定員四〇名の場合 病床総数 二〇〇以上

VI-147

同 八〇名の場合 同 三〇〇以上

外来患者数は再来患者数を含めて病床総数と略同数であることを要する。

附属医院の外来並に入院患者は原則として総て学生の教育に利用されるものとする。

3 施設

教授及び研究に必要な機械、器具、標本図書を完備するものとし、特に顕微鏡は第一、二学年学生と同数以上を備えるものとする。

解剖実習用屍体数は一ケ年に付第一学年学生数の半数以上とする。

歯学教育基準

(昭和二七・五・二〇評議員会決定)

一、目的

歯学教育は歯学に関する知識及び技能を授け歯科医師となるに必要な教育を施すことを目的とする。

二、修業期間

歯学教育の修業年限は四年とし、授業は一年三十週以上四年間に四千時間以上を実施する。

三、学生定員

学生の定員は一学年百二十名以内とする。

四、入学資格

歯学教育機関への入学資格は修業年限四ケ年の大学に於て二ケ年以上の課程を修了し、又は之と同等以上の課程を修了したもので、左記に定める科目を含めて六十四単位以上を履修した者とする。

人文科学関係の科目

十二単位

社会科学関係の科目

十二単位

自然科学関係の科目

四単位(内一単位は実習とする)

物 理 学

四単位(内一単位は実習とする)

生 物 学

四単位(内一単位は実習とする)

数 学

四単位

外国語は英語及びドイツ語又は英語及びフランス語の何れかの組合せの二ヶ国語

十六単位

体 育(講義及び実技)

四単位

以上のうち自然科学関係としてここに要求する四科目十六単位のうち、三科目十二単位及び人文科学関係、社会科学関係のそれぞれの十二単位計三十六単位は一般教育科目として取得した単位とする。

五、入学の詮衡

入学資格を備える者に付厳正なる詮衡を必ず行うものとする。

六、卒業資格

四年間在学し、実施授業時間数の合計に対して一定時間数以上出席し、前記各科目の試験に合格し、且各校所定の実習及び臨牀実習を完了しなければ卒業することができない。

七、授業科目及び授業時間

授業科目及び授業時間割当の標準は左記による。

科 目	授業時間率
基礎科目	
解剖学	八・五%
組織学	四・〇%
生理学	四・〇%
生化学	二・五%
病理学	四・〇%
細菌学	三・〇%
薬理学	二・五%
口腔解剖学	
口腔組織学	
口腔生理学	
口腔病理学	
口腔細菌学	
歯科薬物学	

歯科理工学

二・〇%

臨床科目

内科学

診断学

二・五%

外科学

二・五%

臨接臨床医学

二・〇%

歯科保存学

口腔治療学

放射線学

七・五%

口腔外科学

麻酔学

二・五%

歯科補綴学

一三・五%

歯科矯正学

二・五%

衛生学

口腔衛生学

栄養学

三・〇%

臨床実習

二八・五%

特別科目

内容は重要であるが授業時間数の少い科目(歯科学概論、医事法制、社会歯科学、歯科経済学等)又は各校の特色を現わす科目

五・〇%

八、教 員

左の標準により数及び質に於て有能な教授を要する。

- イ、学生定員八十名の場合には教授十五名、助教授十八名以上とし、その七〇%以上は専任とする。
- ロ、定員を増加する場合に教授を増員する必要があるが助教授を増加するものとする。
- ハ、実習指導のために適當数の助手を置くものとする。
- ニ、専任又は兼任の講師を置くことができる。

九、施設

施設は左の標準によるものとする。

1. 校舎

学生定員一学年八〇名の場合には延二、〇〇〇坪以上百二十名の場合には二、五〇〇坪以上(医院を含む)とし、左の諸室を備えるものとする。

- イ、講義室、示説室、綜合講堂
- ロ、基礎科目実習室及び附属室
- ハ、技術実習室及び附属室
- ニ、標本室
- 2. 医院
- 医院には左の各室を備えるものとする。
- イ、各科臨牀実習室及び附属室

- ロ、臨牀示説室
- ハ、薬局
- ニ、標本室

標本室は校舎に於ける諸室と適宜共用することができる。外来患者一日平均は一学年定員数の二倍以上であることを要する。

3. 設備

左の標準によるものとする。

- イ、顕微鏡は一学年定員数の同数以上とする。
- ロ、治療台は一学年定員数と同数以上とする。
- ハ、機械、器具、図書、解剖屍体及び標本は学習及び研究上必要な種類及び数を備えるものとする。

薬学教育基準

(昭和二十五年四月十一日及同月十八日基準委員会にて改訂決定)  
(昭和二十五年四月二十五日評議員会にて承認)

一、学科課程

(一) 教養課程

VI-147



大学基準による。

但し自然科学系列においては数学、物理学(実験を含む)、化学(実験を含む)、生物学(実験を含む)を必修とする。

(二) 専門課程

必修すべき科目と単位。

- |                                |       |     |
|--------------------------------|-------|-----|
| 1. 化学(無機化学、有機化学、理論化学)          | 実験を含む | 八以上 |
| 2. 生理学及び解剖学                    | 実験を含む | 六以上 |
| 3. 生化学(醗酵化学を含む)                | 実験を含む | 八以上 |
| 4. 薬品分析学                       | 実験を含む | 七以上 |
| 5. 生薬学(薬用植物学を含む)及生薬化学          | 実験を含む | 六以上 |
| 6. 薬品化学(無機薬品化学、有機薬品化学、機械工学を含む) | 実験を含む | 八以上 |
| 7. 衛生化学及公衆衛生学(微生物学、免疫学を含む)     | 実験を含む | 八以上 |
| 8. 薬剤学(調剤学及製剤学)                | 実験を含む | 八以上 |
| 9. 薬物学(生物検定法を含む)               | 実験を含む | 六以上 |
| 10. 薬剤及経営論                     |       | 一以上 |
- 他に選択科目

(三) 体育(講義及実技)

四以上

右の最低の基準を示したもので総単位数は一般教養、体育を含めて一二四以上とする。

二、教員

専門課程においては一学年学生数八十名以内に対し専任教授及び助教授を合せて十名以上(教授最低五名)、専任助手十名以上を要し、学生四十名を増す毎に専任教員二割以上の増加を要する。但し薬学教育の特質に鑑み以上の基準の四割程度を更に増加することが望ましい。

三、学生数

学生定員は設備と教員能力とに応じて定めなければならない。

但し実験実習は一組四十名以内とする。

四、施設

薬学教育に特に必要な施設は左の通りである。

化学実習室	三	薬品倉庫	一
生物実習室	一	天秤室	一
薬局実習室	一(各実習室には準備室を要す)	薬用植物標本室	一(約二〇〇坪)

VI-147

## 獣医学教育基準

昭和二十二年十一月二十二日基準委員会にて決定  
昭和二十二年十二月十五日臨時総会にて承認  
昭和二十三年十一月二十九日基準委員会にて改訂決定  
昭和二十三年十一月三十日評議員会にて改訂承認

三〇

### 一、目的

獣医学教育機関は、之を大学とし、広く知識を定めると共に獣医学に関する専門の学術を教授研究し、知的道德的及び応用能力を展開させることを目的として本基準を定め、これを最低の標準とすることが望ましい。

### 二、修業年限

獣医学教育の修業年限は四ヶ年以上とする。

### 三、学生の定員

学生の定員は、一学級四十名以下とする。

### 四、入学資格

入学資格は、高等学校を卒業した者、若しくは、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者、又は、之と同等以上の学力があると認められた者とする。

### 五、入学の選考

入学資格を有する者につき、厳正なる選考を行って入学せしめるものとする。

### 六、卒業資格

卒業資格は四ヶ年以上在学して、別記学科課程の科目の試験に合格し、一二四単位以上を取得したるものとする。但し、各科目につき、出席率百分の八〇に満たない者は、受験資格のない者とする。

### 七、学科課程

#### 甲、一般教養科目

##### イ、人文科学

(必修) 外国語

(可成設置) 哲学、心理学

##### ロ、社会科学

(可成設置) 法学、経済学、社会学

##### ハ、自然科学

(必修) 物理学及実験 四単位 化学及実験 四単位

" 植物学及実験 三単位 動物学及実験 三単位

(可成設置) 生物学汎論、数学、統計学

学生は一般教養科目については、合計三六単位以上を取得しなければならない。

### 乙、専門科目

(必修科目)

授業率

三二

VI-147

解剖学(組織学及発生学を含む)及実習	一二%
生物学(医科学を含む)実験	一〇%
薬理学及実験	四%
病理学(病理組織学を含む)及実験	一〇%
細菌学免疫学及実習	五%
内科学(寄生虫学及皮膚科学を含む)	一〇%
外科学(産科学及眼科学を含む)	一〇%
伝染病学	二%
乳肉衛生学及実験	三%
畜産学(繁殖学及飼養学)	三%
臨床床	二〇%
計	八九%
(選択科目)	
(可成設置)	
環境衛生学及実験	二%
特別実験報告	二%

その他

七%

計

一一%

合計

一〇〇%

八四単位とする。

丙、体育に関する課程(必修)四単位

総計 一二四単位 (大学基準)

備考

- 一、一般教養科目、修業年限四ヶ年以外に置くことが望ましいのであるが、現下の状況では、一修教養科目中に、必修科目を置き、一般教養科目と専門科目とを修業年限四ヶ年間に履習することを適当とする。
- 二、専門科目の名称並びにその内容の配置については、各科目の比率を著しく変動させざる範囲において各大学の自由とする。

### 獣医学教育機関施設標準

#### 一、校地

校地は教育を行うに好適の環境に位置し、校舎、家畜病院、学生運動場は、可及的広大なるを要する。

VI-147

二、校舎

(イ) 講義室

可成階段造りを可とする

(ロ) 実験室及実習室

物理学、化学、動植物学、解剖学、組織学、生理学及薬理学、病理解剖学、病理組織学、細菌学等の実験室若しくは、実習室を各別に設置しなければならない。

(ハ) 講堂

(ニ) 図書室及図書閲覧室

(ホ) 標本室

(ヘ) 教授室及教授研究室其他教職員室

(ト) 試験動物室

(チ) 学長室、事務室、会議室、宿直室等

三、家畜病院

(イ) 臨床講義室

(ロ) 手術実習室(大家畜用及小家畜用を区別する)

(ハ) 臨床検査室

(ニ) 薬局

(ホ) 臨床研究室

(ヘ) 病舎(大家畜用及小家畜用を区別する)

(ト) 院長室、事務室、宿直室

四、教職員

主要なる科目については、講座を置き、教授がこれを担当することを原則とする。

専任教員として、教授及助教授合計二十名以上を置き、原則として、内十名以上を教授とする。

但し、獣医学に属する専門科目以外の科目を担当する教員は、この数に含まれない。又、学生数四十名に対し、専任助手五名以上を置かなければならない。但し、臨床に関する助手は、更に増員するものとする。

右の外、教育研究に必要で充分な数の教職員を置くものとする。

五、設備

教育並びに研究に必要な機械、器具、標本及図書等を完備し、常に各室を清潔に保ち、特に家畜病院には、診断、治療、手術等に必要なる漸新の機械及び器具を備えなければならない。

伝染病畜を収容する隔離病舎を設けなければならない。

学生四十名につき、一ヶ月二十頭の臨床講義用病畜を用意することが望ましい。

解剖学実習及病理解剖学実習の材料は、学生四十名につき一ヶ年各十頭の大家畜を用意することが望ましい。

VI-147

六、経費

教職員の生活を安定せしむるに充分な報酬が支払われなければならない。又学校維持の経費は、入学金、授業料等のみ依存してはならない。

備考

右の諸施設は、大学教育開始後学年の進行に伴い、逐年増設して差支えないものとする。但し、最終学年開始前に完備されなければならない。

新聞学教育基準

(昭和二十三年一月二十日、基準委員会にて決定)  
(昭和二十三年一月二十七日、評議委員会にて承認)

一、1 新聞学部は、学問分野においては、応用科学分野に属するものとする。

2 新聞学部は文科系大学又は学部の基準に依るものとし、授業科目は一般教養科目と、専門科目の二種に分

つ。

3 専門科目は、これを基礎部門、実務部門、特殊研究部門の三部門に分つ。演習は必ず行うものとする。

二、新聞学部の学科課程としては、次の如き決定を見た。

1 一般教養科目の内容としては、

イ 人文科学として特に

哲学、文学、心理学、美学、歴史学、宗教学、教育学

ロ 社会科学として特に

法学、政治学、経済学、社会学、統計学

ハ 自然科学として特に

数学、物理学、化学、生物学、人類学、天文学

2 専門科目の内容としては、

イ、基礎部門として、

新聞学原論、新聞発達史、比較新聞学、世論及宣伝、新聞政策、新聞経営論、新聞外国語

ロ、実務部門として、

取材論、編集論、論説論、新聞文章論、特殊記事、新聞写真、新聞通信論、広告論

ハ、特殊研究部門として、

放送論、映画論、出版論、資料整理、内外時事解説

3 選択科目の内容としては、

国語問題、演劇論、音楽論、スポーツ論、現代海外文芸研究、名著解題、特殊心理学、流行論、新聞語学(第

二外国語)速記、タイプライティング

## 家政学教育基準

(昭和二十三年一月三十日基準委員会にて決定)  
(昭和二十三年五月二十五日第二会総会にて承認)

三八

- 一、家政学部は家庭生活並に之に類する集団生活に関する学芸を教授研究し、以て生活文化の向上発展に寄与する能力を展開せしむることを目的とする。
- 二、家政学部は「大学基準」に準拠しなければならない。
- 三、家政学部には、少くとも三学科を置かねばならない。学科の種類は左に掲げるものの外適当と認められるものとする。

児童学科、食物学科、被服学科、住居学科、社会福祉学科、施設経営学科、家政学部でなく家政学科を置く場合には少くとも二つの専攻課程を設けねばならない。

- 四、前項に掲げた各学科の目的は概ね左の通りである。

### 児童学科

児童を乳幼期より青少年期に亘って、其の精神及び身体の発達、養護並に教育に関して教授研究し、母性の向上をはかると共に、その分野における指導者を養成することを目的とする。

### 食物学科

食物並に食生活に関する理論技能を教授研究し、以て食生活の向上発展に貢献すると共に、其の指導者を養

成することを目的とする。

### 被服学科

被服並に被服生活に関する科学、芸術及び技術を総合的に教授研究し、被服文化の向上発展を計ると共にその指導者を養成することを目的とする。

### 住居学科

住居建築の基本知識を基礎として、住居及び住居文化の科学的並に芸術的側面(特に室内装置、装飾、家具、什器等に関して)に関する理論並に技能を教授研究し、以て住生活の向上発展を計ると共に、その指導者を養成することを目的とする。

### 社会福祉学科

大学の一般教養と家政学の知識技能を背景として、科学的社会事業の理論並に技術を教授研究し、社会事業中婦人独自の分野において、例えば青少年の補導、母性福祉等に奉仕する者を養成することを目的とする。

### 施設経営学科

大学の一般教養と家政学の知識を背景として、集団生活に関する諸施設(例えば学校食堂、工場、病院、ホテル、各種寄宿舎等)の科学的経営に関する理論並に技術を教授研究し、その経営に任ずる技術者を養成することを目的とする。

- 五、各学科(専攻)の学科目は一般教養科目、一般家政学科目、各学科(専攻)の必修科目及び選択科目に分けた。必修

三九

VI-147

科目は二十五単位以上を履修しなければならない。

一般家政学とは家政学の各分野を専攻するものに、家政学部的全貌を把握せしむることを目的とし、左に掲げるものの中から少くとも一科目につき三単位以上、三科目以上を選択履修しなければならない。

家政学原論、食物学概論、衣服学概論、住居学概論、家政管理学概論、家政経済学、児童学概論

六、家政学部における専門科目としての家政学は応用科学分野に属せしめ、これを「基礎科学部門」(A)、「応用部門」(B)、「特殊研究部門」(C)の三部門に分ける。

七、一般教養科目、専攻科目につき学士号に対する最低要求基準としての各科目の選択、単位数及び単位の計算については「大学基準」による。

但し、一般教養科目の単位数は三十六単位以上とする。

八、各学科に於ては専攻科目として左に掲げるものが必要である。但しそれらを適当に分けても又合せてもよく、更に各大学の主眼とする趣旨に応じて適当な科目(例えば選と記したものの如き)が加えられることが望ましい。

#### 児童学科

児童心理学(A)、青年心理学(A)、精神衛生学(B)、精神検査(A)、小児科学(A)、小児栄養学(B)、育児実習(C)、ナースリースタール幼稚園(C)、児童生活補導(B)、家庭教育(B)、児童福祉問題(C)、研究問題(C)、児童文化(選)(B)

#### 食物学科

栄養学(A)、食品科学(A)、食品生物学(A)、微生物学(A)、食品加工学(B)、食料政策(A)、農芸(A)、調理科学(B)、保健食及病人食(B)、食物衛生学(A)、研究問題(C)、大量炊事(選)(B)、食生活文化史(選)(B)

#### 被服学科

造形美学(A)、服飾美学(B)、被服文化史(B)、紡織学(A)、染色学(A)、被服衛生学(A)、被服商品学(B)、被服工作(B)、被服整理(B)、研究問題(C)、意匠学(選)(A)、色彩学(選)(A)、服飾工芸史(選)(B)

#### 住居学科

住居史(A)、造形美学(A)、美学(A)、図学(A)、材料及び構造概論(A)、住居設備工学(A)、住居衛生学(A)、住居経済学(A)、室内装飾(B)、住居設計(B)、研究問題(C)、什器鑑賞法(選)(C)、家庭工作(選)(C)

#### 社会福祉学科

社会事業学概論(A)、児童福祉問題(A)、婦人及労働問題(A)、社会立法(A)、ケースワーク法(A)、社会施設実習(B)、社会調査(B)、生活補導(B)、社会衛生学(A)、精神衛生学(A)、研究問題(C)、児童心理学(選)(A)、青年心理学(選)(A)、社会心理学(選)(A)、家族論(選)(A)、都市農村社会学(選)(A)、社会思想史(選)(A)

#### 施設経営学科

施設経済学(A)、施設経営学(B)、大量炊事(B)、施設設備(B)、施設経営実習見学(B)、会計学及簿記学(A)、婦人及労働問題(A)、産業心理学(A)、研究問題(C)、住居設備工学(選)(B)、社会衛生学(選)(A)、

社会心理学(選)(A)、人事管理(選)(B)

九、教育に従事しようとするものは、別に定める処によって教育に関する科目の一定数以上の科目数、単位数を修得しなければならない。

### 体育学教育基準

(昭和二十三年十月五日基準委員会にて決定  
昭和二十三年十一月三十日評議員会にて承認)

#### 一、目的

体育学部は体育に関する諸科学を研究し、体育、健康の指導者としての深い教養を与えることを目的とする。

#### 二、組織

体育学部は体育学科と健康教育学科(又は健康学科)とを以って組織する。

#### 三、課程

(一) 一般教養科目に関しては大学基準による。

(二) 専門科目に関しては共通基礎部門と特殊研究部門とに分ける。

共通基礎部門は体育、健康学科に共通して且つ基礎となるものとする。

(三) 教職科目は「大学に於ける教職課程の基準」に依る。

#### 四、単位

単位は理科系大学又は学部基準による。

(一) 一般教養科目に関しては大学基準による。

(二) 専門科目に関しては共通基礎部門を二十単位以上特殊研究部門を三十単位以上履修せしめる。

(三) 教職科目は専門科目中、それに関連する科目が多いのでその関連に於て単位数を定める。

#### 五、施設

体育学部には次の施設を必要とする。

(一) 研究室

教員のため研究室を設けその内容を充実しなければならない。

(二) 体育実験実習室

少くとも実験実習室内には心理学、生理学実験設備等を設けることが望ましい。

(三) 運動場

三〇〇米又は四〇〇米トラック、蹴球場、野球場、庭球場、籠球場、排球場を有し、且つその広さは一〇、〇〇〇坪とし、別に体育館(更衣室及び水浴場を伴う事がよい)、プール(出来得れば屋内である事を理想とし)瀟過

装置を設ける事が望ましい)を必要とする。

#### 六、教員の資格



教員の資格は大学基準に依るを原則とするも体育学科担任の教員は時に現在としては実技の堪能なる事は勿論体育に関する科学的識見を具備している必要がある。

附、大学に於て用意すべき学科目例

大学は少くとも次の如き学科目を用意することが望ましい。

(一) 一般教養科目の内概ね、次のものを重んずる。

哲学、倫理学、外国語、心理学、教育学、社会学、数学、物理学、化学、生物学、音楽、美術

右の内特に心理学、教育学、数学、物理学、化学、生物学の六科目に関しては夫々四単位以上を用意する。

(二) 専門科目につき用意すべき学科目及び単位数は概ね次の如くすることが望ましい。

(1) 共通基礎部門(二六)

解剖及生理学(一一)、体育生理学(六)、発育論(二)、栄養学(四)、生物統計(二)

(2) 特殊研究部門

(イ) 体育学学科目(四六)

体育概論(四)、体育史(四)、体育心理学(四)、体育制度及び管理(六)、体育方法(一〇)、体育評価法

(四)、体育物理学(二)、運動衛生と救急法(四)、医学総論(二)、衛生学原論及公衆衛生(四)、健康管理

(二)

(ロ) 健康教育学科科目(四六)

医学総論(六)、衛生学原論及公衆衛生学(学校衛生及衛生政策を含む)(八)、細菌学、免疫学及寄生虫学  
(四)、民族衛生及人口政策(四)、養護及矯正(四)、運動障害及救急法(四)、健康管理(四)、体育概論(二)、  
体育心理学(二)、体育制度及管理(二)、体育方法(六)

備考

体育方法に於ては講義の外演習としての実技、又教育実習としての実技の教授法とを指導する。

(三) 教職科目は免許状授与の条件に照らし左記により適当数の授業科目を用意する。

(1) 基礎科目

教育学及教育史      教育社会学      教育心理学

(2) 教育制度及行政

(3) 教育課程

(4) 教育方法及指導

(5) 教育実習

備考

大学又は学部においては体育学科又は健康学科のみを設ける場合は、その課程並に単位は本基準の趣旨とするところに  
より適宜とする。

## 芸術学校教育基準

(昭和二十三年十一月二十二日基準委員会にて決定)  
(昭和二十三年十一月三十日評議員会にて承認)

四六

### 一、目的

芸術大学(又は学部、以下同様)は芸術に関する諸科学及びその技術の研究修練を通じて高い教養を授け芸術創造の力を培うことを目的とする。

### 二、組織

芸術大学は芸術の各分野の一或は数種に亘り二学科以上を以て組織することが望ましい。

### 三、課程

1. 芸術大学は学問分野に於て応用科学分野に属するものとする。
2. 一般教養科目は大学基準による。
3. 専門科目は之を理論部門、歴史部門、特殊研究部門、技術部門の四部門に分つ。
4. 専門科目  
(A) 理論部門  
芸術学及美学(註1)、個別芸術学(註2)、芸術科学(註3)  
(B) 歴史部門

芸術史学(註4)、芸術思潮史(註5)、個別芸術史(註6)

### (C) 特殊研究部門

鑑賞及び批評、作品及び作家論など。

### (D) 技術部門

技術理論(註7)、技術(註8)

### 5. 選択科目

- (A) 専攻以外の芸術分野に於ける専門科目(註9)
- (B) 教職的教養課程については別に之を定める。

### 四、単位

単位は芸術の分野別及び教育の方針によって理科系大学(或は学部)又は文科系大学(或は学部)の基準による。

### 1. 一般教養科目は大学基準による。

### 2. 専門科目は理論部門、歴史部門、特殊研究部門、技術部門の四部門にわたり単位は次の如く定める。

- (A) 理論部門の単位数は十単位以上
- (B) 歴史部門の単位数は十単位以上
- (C) 特殊研究部門の単位数は五単位以上
- (D) 技術部門の単位数は十五単位とし、技術部門の技術単位はその性質により技術部門の技術理論の単位に代

四七

VI-147

えることができる。

技術単位を十単位以下に減ずることは出来ない。

五、施設

芸術大学には概ね次の施設を必要とする。

1 研究室

教員のための研究室を設け、その内容を充実しなければならない。

2 実験室

実験実習室の施設は芸術の分野別及び教育の方針によって異なるが少くとも次の設備を設けることが望ましい。

(A) 映画学部(又は学科)

教育の方針及び専攻によって異なるが一般的に次の設備及び機械器具を準備することが望ましい。

撮影、録音、現象、映写などの実験室、

撮影機、編輯用器具、照明用器具、録音機、映写機など。

(B) 美術学部(又は学科)

教育の方針及び専攻によって異なるが一般的に次の設備及び器具を準備することが望ましい。

アトリエ、製図などの実験実習室、実験実習に必要な器具類、

(C) 写真学部(学科)

教育の方針及び専攻によって異なるが一般的に次の設備及び機械器具を準備することが望ましい。

撮影、暗室、センチメートル実験などの研究及び実習室、

実験実習に必要な機械器具類、

(D) 音楽学部(又は学科)

教育の方針及び専攻によって異なるが一般的に次の設備及び器具を準備することが望ましい。

研究及び実習室、演奏場など、

練習に必要な楽器類など。

(E) 演劇学部(又は学科)

教育の方針及び専攻によって異なるが一般的に次の設備及び機械器具を準備することが望ましい。

演出、演技、照明などの実習実験用舞台、

照明用の諸装置。

(F) 文芸学部(又は学科)

教育の方針及び専攻によって異なるが一般的に次の設備を設けることが望ましい。

研究及び実習室。

六、教員の資格

VI-147

教員の資格は大学基準によるを原則とするも芸術教育が技術部門の教育を必要とする特質から、作品、技術と著書、論文と同等に見なすことは勿論であるが、特に芸術教育に関する識見をもっていることが必要である。但し芸術教育の従来の一般的なあり方から、現況に於ては原則の適用には充分な幅をもたせ、今後養成せられる将来をまことに望まらう。

註

1. 芸術学及び美学は芸術の各分野にわたるを以て組織せられる各学部(又は学科)の共通科目とする。
  2. 個別芸術学については専攻せられる芸術の各分野に於ける名称、例えば、美術学、音楽学、写真学、或は写真芸術学、映画学、或は映画芸術学、演劇学、文芸学など、又は更に分化せられた個別的な科目名も用いてもよろしい。
  3. 芸術科学については専攻せられる芸術の各分野における名称、例えば芸術解剖学、色彩学、材料学、楽器学、音響学、電気学、光学、写真光学、写真化学、言語学、などと具体的な科目名を用いてもよろしい。
  4. 芸術史学は芸術の各分野にわたるを以て組織せられる各学部(又は学科)の共通科目とする。なお芸術史学は比較宗教学に関連して行うことが望ましい。
  5. 芸術思潮史は芸術の各分野にわたるを以て組織せられる学部(又は学科)の共通科目とする。
  6. 個別芸術史については専攻せられる芸術の各分野における名称、例えば美術史、音楽史、写真史、映画史、演劇史、文芸史など、又は更に分科せられた個別的な科目名を用いてもよろしい。
  7. 技術理論については専攻せられる芸術の各分野における技術上の理論で個別的な名称を用いてもよろしい。
  8. 技術については専攻せられる芸術の各分野及び教育の方針によつて特色の十分に発揮されなければならない部門であつて、例えば作曲、素描、撮影などと個別的な名称が用いられなければならない。
  9. 専攻以外の芸術各分野に於ける専門科目については、例えば(A)美術学科における写真、映画、演劇など、(B)写真学科における美術、映画など、(C)音楽学科における映画、演劇など、(D)文芸学科における映画、演劇など、(E)演劇学科における美術、文芸、映画、音楽など、(F)映画学科における文芸、写真、演劇、美術、音楽などの専門科目中特に歴史部門、技術部門など考慮せられなければならない。
- 又同一芸術分野に於ける専攻外の技術部門など含まれる。

国立大学施設最低基準 (単位 坪) 文部省 1951-5 作成

学部名	適学生数	講義室 (学生一人当)	実験研究室	農場施設	管理部	図書館		講堂 (学生一人当)	体育館 (学生一人当)	厚生福利施設 (学生一人当)	廊下その他 (左の面積総計 に対する%)		
						えつらん室 (学生一人当)	書庫						
工学部 (せんい学部)	500	0.8	400 X + 2 Y	(350)	220	0.23	100	0.30	0.40	0.30	28		
	1,000	〃	〃	〃	〃	0.20	〃	0.25	0.30	0.20	〃		
	1,500	〃	〃	〃	〃	0.18	〃	〃	〃	〃	〃		
農学部 (水産学部)	500	〃	240 X + Y	850	〃	0.23	〃	0.30	0.40	0.30	〃		
	1,000	〃	〃	〃	〃	0.20	〃	0.25	0.30	0.20	〃		
	1,500	〃	〃	〃	〃	0.18	〃	〃	〃	〃	〃		
理学部	500	〃	170 X + 2.5 Y	〃	〃	0.23	〃	0.30	0.40	0.30	〃		
	1,000	〃	〃	〃	〃	0.20	〃	0.25	0.30	0.20	〃		
	1,500	〃	〃	〃	〃	0.18	〃	〃	〃	〃	〃		
薬学部	500	〃	300 X + 1.2 Y	〃	〃	0.23	〃	0.30	0.40	0.30	〃		
	1,000	〃	〃	〃	〃	0.20	〃	0.25	0.30	0.20	〃		
	1,500	〃	〃	〃	〃	0.18	〃	〃	〃	〃	〃		
医学部	500	〃	50 X + 1.5 Y	〃	〃	0.23	〃	0.30	0.40	0.30	〃		
	1,000	〃	〃	〃	〃	0.20	〃	0.25	0.30	0.20	〃		
	1,500	〃	〃	〃	〃	0.18	〃	〃	〃	〃	〃		
学芸学部	4年課程の後期	500	以下学生一人当	3.2	140	〃	〃	0.26	150	0.30	0.40	0.30	
		1,000	〃	2.4	〃	〃	〃	0.23	〃	0.25	0.30	0.20	
		1,500	〃	2.2	〃	〃	〃	0.21	〃	〃	〃	〃	
	2年課程	500	0.6	2.4	140	〃	〃	〃	0.26	〃	0.30	0.40	0.30
		1,000	〃	1.8	〃	〃	〃	〃	0.23	〃	0.25	0.30	0.20
		1,500	〃	1.6	〃	〃	〃	〃	0.21	〃	〃	〃	〃
教育学部	4年課程の後期	500	0.8	2.2 (0.7)	140	〃	〃	0.26	150	0.30	0.40	0.30	
		1,000	〃	1.6 (0.6)	〃	〃	〃	〃	0.23	〃	0.25	0.30	0.20
		1,500	〃	1.5 (0.5)	〃	〃	〃	〃	0.21	〃	〃	〃	〃
	2年課程	500	0.6	1.7 (0.5)	〃	〃	〃	〃	0.26	〃	0.30	0.40	0.30
		1,000	〃	1.3 (0.4)	〃	〃	〃	〃	0.23	〃	0.25	0.30	0.20
		1,500	〃	1.1 (0.4)	〃	〃	〃	〃	0.21	〃	〃	〃	〃
文科系学部	500	1.0	1.0	〃	〃	〃	〃	0.26	〃	0.30	0.40	0.30	
	1,000	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.23	〃	0.25	0.30	0.20	
	1,500	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.21	〃	〃	〃	〃	
一般教養	500	0.6	1.3	〃	〃	〃	〃	0.26	以下学生一人当0.14	0.30	0.40	0.30	
	1,000	〃	1.2	〃	〃	〃	〃	0.23	0.10	0.25	0.30	0.20	
	1,500	〃	1.1	〃	〃	〃	〃	0.21	0.08	〃	〃	〃	

五

備考

1. 基準の算出基礎となる学生数は一般学部では専門教育課程及び一般教育課程を合せて4年(入学定員の4倍)として計算するものとする。この4年の内容を、一般教育課程と専門教育課程との分け方を2年2年とするか、1.5年2.5年とするか、又は1年3年とするかについては、各大学の実情に応じて勘案計算するものとする。
2. 実験研究室は実験実習施設、教官室、研究室等を含む。 実験研究室の符号 X: 学科数(医学部では講座数) Y: 学生数
3. 講堂、体育館、厚生施設等については同一場所に収容する学生数の総和に基き算出するものとする。
4. 図書館の閲覧室は同一場所に数学部を収容する場合には、理科系学部の学生数の和と、文科系学部、学芸(教育)学部、一般教養等の学生数の和に基き算出されたものの合計とする。
5. 図書館の書庫面積については同一場所に文科系学部の数学部がある場合には次式により算出するものとする。750(1-0.8n) n: 学部数
6. 一般教育の施設については同一場所にある学生数の総和に基き算出するものとする。
7. 或る学部の科目を他学部で履修する場合には、実情に応じて基準数値の増減を行うものとする。
8. 学生数500人、1,000人、1,500人の前後及び中間値は直線補間によるものとし、500人以下及び1,500人以上については補間線の延長により算出するものとする。
9. 管理部は事務管理関係施設で本基準数値は一学部を管理するものを目標とし、大学本部関係は含まれない。
10. 教育学部の基準は教員養成の機能を持つ教育学部について適用する。実験研究室欄中の( )内の数字は教育学部の自然科学科目を担当する他の理学関係学部につけ加える学生一人当りの基準とする。

VI-147

## 大学専攻科に関する設置基準要領

- 一、学校教育法第五十七条に規定する専攻科は、大学の学部学科の基礎の上に補修科的性格をもつ特別の専門課程による教授を行い、専門技能者を養成することを目的とする。
- 二、専攻科を設置することのできる大学は、その専攻科の基礎となる学部学科が相当充実しているものであること。
- 三、専攻科は、全日制では一年以上、定期制ではこれに相当する期間在学し、専門科目について少くとも三〇単位を取得できるように教育課程が編成されているものであること。なお、この教育課程の講義、実験、実習、演習は、学部の課程とは別個に設けること。
- 四、専攻科の設置については、次の点を留意すること。
  - (イ) 校地、校舎、設備教授能力が余裕のある程度にまで充実していて学部の授業に支障のない場合に限ること。
  - (ロ) 専門課程の種類により、又は学生数によつてはこれらを更に拡充強化する必要がある。
  - (ハ) 専攻科の教授は、当該学部教員がこれに当るものとする。
  - (ニ) 専攻科の授業には、関連科目の一部として、学部の課程による講義又は実験、実習をあてることができる。
- (ホ) 専攻科の学生定員は、学部における該当専攻学科の学生定員を越えないように定めることを原則とすること。

- (c) 専攻科の修業年限を二年以上とする場合は、学科目を増加し六〇単位以上を取得するように編成すること。
- (d) 定時制の専攻科は、全日制で一年制に相当するものは一年半以上、全日制で二年制に相当するものは三年以上とすることが適当である。

(備考) 大学専攻科のあり方を定めるにあつては、特に大学院修士課程との性格上の差異を明らかにしなければならない。現在の大学院基準によれば修士課程は研究能力の養成を目的としている。大学専攻科に関する設置基準要領は差当り上述の修士課程と対比して大学専攻科の性格および目的その他専攻科設置の基準となるべき事項を定めたものである。従つて将来大学院修士課程に高度の職業的教育を行うものも認められるような場合にはそれに応じてこの基準も変更されることがあり得る。

## 大学図書館基準 (昭和二七・六・一七総会決定)

### 第二、趣 旨

- 一、この基準にいう図書館とは中央図書館、分館並びに各学部及び附属研究所に設けられた分室を総合したものをいう。
- 二、図書館は大学の使命に鑑み、その機能を十分に発揮することができるよう設置され、組織され、運営され、且つ、絶えず充実されなければならない。

三、この基準は、大学における図書館の機能の重要性に鑑み、図書館の最低の基準を示すものである。

### 第二、基 準

#### 一、図書館行政

1. 図書館行政は、その図書館が集中制によると分散制によるとを問わず中央図書館長の権限と責任とに属する。
2. 図書館長は専任を原則とし、その職は学部長と同等に重要視されなければならない。
3. 図書館には図書館委員会を常置する。  
図書館委員会は図書館行政の根本方針及びその他の重要事項を審議する。

#### 二、施 設

1. 図書館は、その機能を十分に発揮し得るよう適切な位置に設置され、学生閲覧室、教員閲覧室、自由閲覧室(レファレンスルーム)目録室、書庫、館長室、事務室、その他必要な施設を備えるものとする。
2. 図書館の諸施設は学生数、教員数等に応じた適切な規模のものでなければならない。

#### 三、図書及び資料

1. 図書館は大学の使命を達成するために必要な図書及び資料を十分に備えると共に、これらの図書及び資料が直ちに利用し得られるよう、適切に管理されなければならない。
2. 授業上必要な図書及び資料はその授業の方法及び学生数に應ずる適当な数量を重複して準備することが望ま

四、組織及び運営

し。

1. 図書館の事務組織は、その規模に応じ、且その機能を十分に發揮し得るよう構成されなければならない。
2. 司者は、大学における図書館員養成課程の修了者又はこれと同等以上の能力を有する者でなければならない。
3. 司者の員数は、常用される図書及び資料の冊数並びに利用者数に応じて適当に定められなければならない。分館においても同様である。
4. 図書館員の専門技術が図書館業務の進行に伴い得るよう適当の方法が考慮されなければならない。

五、経費

1. 図書館の総経費は大学の經常費総額の四パーセント以上とする。  
図書館の総経費とは図書及び資料の購入費、製本その他の業務費並びに人件費の総計をいう。
2. 図書及び資料の購入費は図書館の総経費の五〇パーセント程度が適当である。

VI-147



VI
147

(大藏省印刷局製造)

VI-147